	隙間及び層間変位について想定する状態	反力（単位　キロニュートン）
(一)	$0 < \Sigma\gamma H - C \leqq 20$の場合	25（$\Sigma\gamma H - C$）
(二)	$20 < \Sigma\gamma H - C$の場合	500

この表において、C、γ、Hは、それぞれ次の数値を表すものとする。

C　エスカレーターの端部の隙間の合計（単位　ミリメートル）

γ　エスカレーターの上端と下端の間の各階の設計用層間変形角

H　エスカレーターの上端と下端の間の各階の揚程（単位　ミリメートル）

（建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部改正）

第二条　建築物の倒壊及び崩落、屋根ふき材、特定天井、外装材及び屋外に面する帳壁の脱落並びにエレベーターの籠の落下及びエスカレーターの脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件（平成十七年国土交通省告示第五百六十六号）の一部を次のように改正する。

第一第一号ハに後段として次のように加える。

この場合において、既存のエスカレーター（エスカレーターの上端と下端の間の揚程が、次の式によって計算した数値以下であるものに限る。）に対する同号の規定の適用については、同号中「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの」とあるのは、「平成二十五年国土交通省告示第千四十六号（第三第二項を除く。）に適合する構造」と読み替えるものとする。

$H = 100\ (C + 10)$

この式において、H及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

H　エスカレーターの上端と下端の間の揚程（単位　ミリメートル）

C　エスカレーターの端部の隙間（平成二十五年国土交通省告示第千四十六号第一第一項第三号イの表備考一の号に規定する隙間をいう。）の合計（単位　ミリメートル）

第三第一号中「二まで」を「へまで」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○環境省告示第七十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年八月三日

環境大臣　大塚　珠代

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ　氏名又は名称　神戸環境クリエート株式会社

ロ　住所　兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番二十八号

ハ　代表者の氏名　代表取締役　山本　宏光

二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所

兵庫県神戸市長田区苅藻島町一丁目一番六十六

三　無害化処理の用に供する施設の種類

廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設

四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類

イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの

(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの

(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの

(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

ハ　ポリ塩化ビフェニル処理物のうち、次に掲げるもの

(1)　イ(1)又はロ(1)に掲げる廃棄物を処分するために処理したもの

(2)　廃油のうち、当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が廃油一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）

○九州地方整備局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年八月三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿屋市白水町一九〇八番一から同市白水町一九八五番三まで	前	一六・四メートル	九・一七キロメートル
	後	一六・二三メートル	八・一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

五　申請年月日

平成二十八年六月二十四日

六　縦覧場所

イ　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

ロ　近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課

ハ　兵庫県農政環境部環境管理局環境整備課

ニ　神戸市環境局事業系廃棄物対策部

ホ　神戸市兵庫区役所総務部まちづくり課

ヘ　神戸市長田区役所総務部まちづくり課